

提案する諸条例等の制定要旨

議案第95号 南あわじ市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、特別職の期末手当の支給割合について、本年度人事院勧告の内容を給与制度に反映させる一般職の改正内容と同様の改定を行うため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日外と定めています。

議案第96号 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、本年度人事院勧告に準拠し、所要の改正を行うものです。主な内容は、医師職給料表の適用を受ける者の初任給調整手当の額の改正、行政職、医師職及び看護職の各給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の改定です。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日外と定めています。

議案第97号 南あわじ市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の改正に伴い、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を引き上げるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第98号 南あわじ市議会議員及び南あわじ市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）により、都道府県又は市の議会の議員選挙においても、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようになったことに伴い、これについても本市公費負担の対象とするため所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公職選挙法の一部を改正する法律の施行日（平成31年3月1日）と定めています。

議案第99号 南あわじ市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）が公布されたことにより、本条例で引用する学校教育法の規定に項の繰

り下げが生じたことに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。

議案第100号 南あわじ市ケーブルネットワーク淡路施設条例の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、平成32年3月31日をもってケーブルネットワーク淡路施設の民間化の完了に伴い、経過措置として、同日をもってなお契約中の本加入を解除すること及び分担金の清算について規定するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第101号 南あわじ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を受け、傷病補償年金又は休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率を引き上げるもの及び補償基礎額について、扶養親族加算額の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第102号 南あわじ市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱及び兵庫県母子家庭等医療費給付事業実施要綱が平成30年9月1日に改正され、未婚のひとり親に対し、福祉医療費の助成の所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額の算定について、地方税法上の寡婦等のみなし適用をすることとされたため、同様の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日とし、平成30年9月1日から適用すると定めています。

議案第103号 南あわじ市灘黒岩水仙郷条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、自然災害の影響を受けやすい急傾斜園地である当該施設について、例年実施している園地安全対策、園地改修等の維持管理コストの増加が見込まれるため、来年10月に予定される消費税率10%への引き上げに併せ、入園料の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年10月1日と定めております。

議案第104号 南あわじ市淡路ファームパークイングランドの丘条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、労務費や物価の上昇による経費の高騰により施設の維持管理コストが増加していることから、来年10月に予定される消費税率10%への引き上げに併せ、入園料等を改正するもの、及び開園時間について、入園者の時間帯入込数や施設の従業員の労働時間等の改善を考慮し、改正するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を、開園時間に関する改正規定については、平成31年4月1日、入園料等に関する改正規定については、同年10月1日と定めております。

議案第105号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）の改正に伴い、改正を行うものです。

主な内容は、疾病傷害共済の共済金額及び共済掛金の算定方法並びに園芸施設共済の全棟加入の対象の見直しです。

なお、附則でこの条例の施行日を兵庫県知事の認可の日と定めています。

議案第106号 南あわじ市土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）が公布されたことに伴い、本条例で引用している土地改良法の規定に条の繰り下げ生じたため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成31年4月1日と定めています。